

# 福岡市公報

平成22年 5月20日 第5734号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市水道局会計規程の一部改正(規程第9号) .....	1
○福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程の一部改正(規程第10号) .....	1
<b>交 通 局</b>	
○福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程の一部改正(規程第16号) .....	4

## 水 道 局

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

平成22年 5月20日

福岡市水道事業管理者 松 永 徳 壽

### 福岡市水道事業管理規程第9号

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程

福岡市水道局会計規程(昭和39年福岡市企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項中「児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当」の次に「、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づく子ども手当」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

平成22年 5月20日

福岡市水道事業管理者 松 永 徳 壽

### 福岡市水道事業管理規程第10号

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程の一部を改正する規程

福岡市水道局会計帳簿諸表等様式規程(昭和39年福岡市企業管理規程第7号)の一部を







様式第33号の2の2

年 月 時間外勤務手当等支給明細書

所属名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

前渡者コード	時間	100分の125	時間	100分の150	特別差特勤	月額特勤	宿直回数	日直手当	回数	宿直手当
					特別勤務					
所係コード	時間	100分の135	時間	100分の160	日額特勤	特勤手当合計	日 内 訳	銀行コード	口座番号	口座振込額
	時間	100分の175	時間	夜間勤務	管理職員特別	子ども手当				
支出科目										
	時間	休日勤務	時間	100分の100	時間外勤務手当合計			合計支給額	口座振込額合計	差引現金支給額

別記様式第33号の2の3中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別記様式第34号から別記様式第37号の1の1までの規定中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別記様式第37号の1の2を次のように改める。

様式第37号の1の2

年 月 分		時	100分の125	時	100分の150	日	夜	間	勤	時	100分の100	特	別	差	特	勤	写	回	日	直	手	当	差	引	金	支	給	額	
支	給	額	時間外勤務手当等受領書		特		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		
所	係	コ	ド	支	出	科	目	特		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤	
職員コード		氏 名		外		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤	
口座		銀行コード		口座		番号		口座		振込		額		銀行コード		口座		番号		口座		振込		額		銀行コード		口座	
内		訳		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤		勤	

別記様式第37号の1の3中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別記様式第37号の2の1中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

別記様式第37号の2の2を次のように改める。

様式第37号の2の2

年 月 時間外勤務手当等受領書

所属名: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

前渡者コード	時期	100分の125	時期	100分の150	特殊勤務	時間外特勤	月額特勤	宿日直	回数	日直手当	回数	宿直手当
						日額特勤	特勤手当合計					
所属コード	時間	100分の135	時期	100分の160	特別勤務	日額特勤	特勤手当合計	宿日直	銀行コード	口座番号	口座振込額	
	時間	100分の175	時期	夜間勤務		管理職員種別	子ども手当					
支出科目	時間	休日勤務	時期	100分の100	時間外勤務手当合計				合計支給額	口座振込額合計	差引現金支給額	
	時間		時期									

受領印

別記様式第37号の2の3中「児童手当」を「子ども手当」に改める。  
別記様式第38号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正前の福岡市交通局会計帳簿諸表等様式規程の規定により作成された様式は、この規程による改正後の福岡市会計帳簿諸表等様式規程の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。